

市第4号議案

横浜市手数料条例の一部改正

横浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年6月5日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「又は」を「若しくは」に改め、「抄本」の次に「又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を加え、同条第8号中「又は」を「若しくは」に改め、「抄本」の次に「又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提 案 理 由

磁気ディスクをもって調製された戸籍等に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付手数料を徴収するため、横浜市手数料条例の一部を改正したいので提案する。